#### 徳島市教育振興基本計画(第4期)の策定について

# 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に施行された改正教育基本法第 17 条において、教育の振興に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられた。

また、地方公共団体に対しても、策定について努力義務が課せられたことから、本市においては、 平成22年10月に徳島市教育振興基本計画の「第1期」を、平成27年3月に「第2期」を、令和2 年3月に現行計画である「第3期」を策定し、同計画に掲げる基本理念・基本目標・基本方針に 基づき各種教育施策に取り組んできたところである。

このような中、国においては、令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトのもと、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」をはじめとする5つの基本的な方針と「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」など16の目標を掲げた第4期教育振興基本計画を策定した。

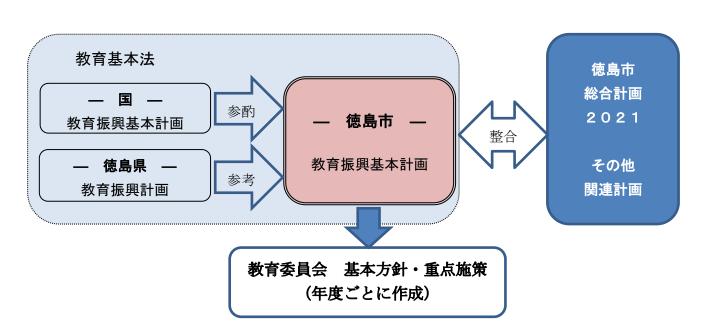
本市においては、現行の計画が令和 6 年度末をもって終了することから、近年の社会情勢等を踏まえ、現計画の評価に基づく施策の改善を図り、本市の目指すべき方向とその実現に必要な施策を明らかにするための「徳島市教育振興基本計画(第4期)」を策定する。

### 2 計画の位置付け・性格

(1) この計画は、学校教育、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、本市の教育行政推進の基本と位置付ける。

また、教育基本法をはじめ関係法令に基づき、毎年度示す教育目標や基本方針作成の基本とし、継続的な取組の柱とする。

(2) この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき本市が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画とし、徳島市総合計画2021、その他関連する計画と整合性を図るものとする。



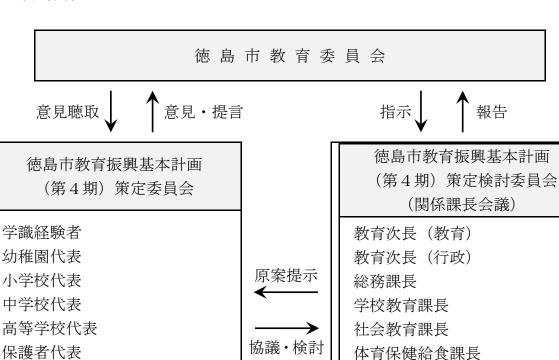
## 3 策定体制

社会教育代表

人権教育代表

公募市民

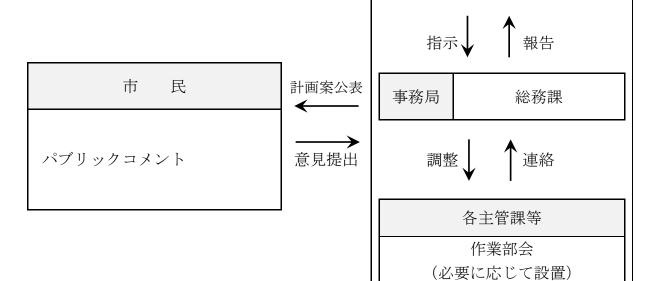
スクールカウンセラー



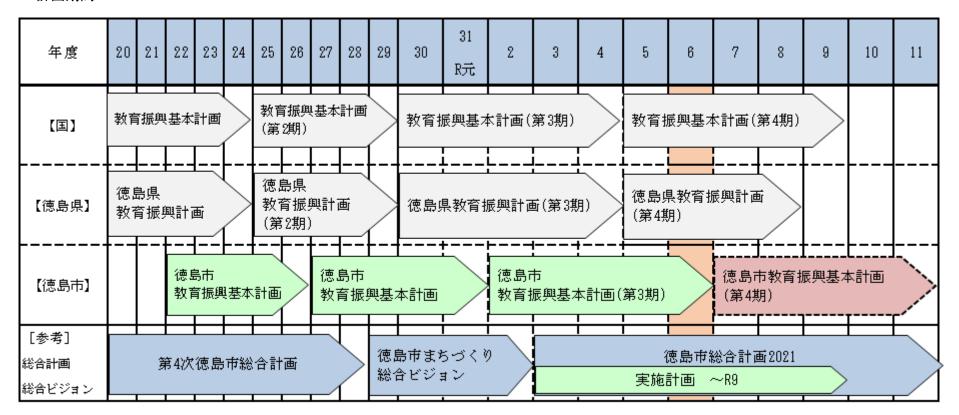
青少年育成補導センター所長

徳島市立高等学校事務長

教育研究所長



#### 4 計画期間



※ 昭和 22 年に制定された、「教育基本法」が平成 18 年 12 月に全面改正され、教育の目的や理念、教育実施に関する基本を定めた新たな教育基本法として施行された。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、学校・家庭・地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等が盛り込まれるとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育振興基本計画)を定めるよう努めなければならない」と規定された。

## 5 策定スケジュール

第1回 策定委員会 令和6年7月3日 【計画策定について、骨子案の提示】

₹5

第2回 策定委員会 令和6年8月下旬 【素案の検討】

₹,5

第3回 策定委員会 令和6年10月下旬 【計画案の取りまとめ】

₹5

パブリックコメントの実施 令和6年12月下旬~令和7年1月下旬

第4回 策定委員会 令和7年1月下旬 【パブコメの結果、計画案の提示】

マタ

計画の策定・公表 令和7年3月